

松江市告示第 459 号

松江市手作り産業優良技能者表彰要綱（平成 17 年松江市告示第 347 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 10 月 3 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(選考委員会の庶務) 第 9 条 選考委員会の庶務は、産業経済部 <u>も</u> <u>のづくり産業支援センター</u> において所掌 する。	(選考委員会の庶務) 第 9 条 選考委員会の庶務は、産業経済部 <u>ま</u> <u>つえ産業支援センター</u> において所掌 する。

附 則

この告示は、令和 6 年 10 月 4 日から施行する。